

令和7年10月17日(金)
四街道市 報道発表資料



後期高齢者医療保険料の還付未処理について

四街道市が取り扱っている千葉県後期高齢者医療保険料の還付事務につき、点検・確認作業を行ったところ、特別徴収(年金天引き)の被保険者が亡くなられたことで発生した還付金について、未処理のものがあったことが令和7年9月4日(木)に判明いたしました。

遺族の皆様、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びするとともに、今後このようなことがないよう再発防止の徹底と事務処理の適正化を図ってまいります。

■対象人数および金額: 30人、392,000円

(内訳)

令和4年度分10人、127,600円

令和6年度分20人、264,400円

■原因: 対象事案の事務処理を、他の保留案件と同様に取り扱ったため。

■今後の対応:

該当する相続人の方には、令和7年9月17日(水)以降、市職員が謝罪を行っております。また、別途お詫びの文書を送付する手続きを順次、進めております。

なお、同年10月31日(金)までには、全ての相続人の方に対して還付金を振り込む予定です。

■再発防止策:

今後は、全ての還付事務工程のチェックリストを作成し、さらなる事前確認を実施するとともに、還付処理の電子化を進め、適正な事務処理に努めてまいります。

お問い合わせ先
健康こども部国保年金課
担当: 松尾、長谷川
☎ 043-421-6126